

# 貨物タンクに備える通気装置の二次的手段に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 R 編  
鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

貨物タンクに備える通気装置の二次的手段に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 11.6.1 規則においては、貨物の荷役及びバラスト注排水時に、貨物タンク内の圧力が設計値を超えないよう通気装置（一次的手段）が要求されており、加えて、SOLAS 条約第 II-2 章第 11.6.3 規則においては、当該装置が故障した場合に備え、通気装置の二重化（二次的手段）が要求されている。

当該通気装置に関し、“OCIMF(Oil Companies International Marine Forum)”より、貨物タンクの二次的通気装置が他の貨物タンクと共通である場合には、各タンクを隔離するための止め弁又は他の装置の損傷又は不注意な操作による閉鎖により、貨物タンクの過度の加圧又は減圧を防止できないとの問題提起がされた。

このため、IMO において、当該装置が損傷又は不注意な操作により閉鎖した場合であっても、貨物タンクの通気が適切に行われるよう検討が行われた結果、2015 年 6 月開催の IMO 第 95 回海上安全委員会 (MSC95) において、貨物タンクの通気装置に関する SOLAS 条約改正が採択された。

このため、IMO 決議 MSC.392(95)及び国内法に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 貨物タンクの通気装置は、貨物タンクを隔離する止め弁や他の装置が損傷により閉鎖した場合においても、貨物及びバラストの積込み時又は貨物及びバラストの取卸し/排出時に多量の蒸気、空気又はイナータガスの混合気体が通過できるものとする旨規定した。
- (2) 貨物タンク内の温度変化による小流出の圧力逃がしのための通気装置の要件を改めた。
- (3) 貨物タンクに備える通気装置の二次的手段は、貨物タンクを隔離するための装置の損傷又は当該装置の不注意な操作による閉鎖の際にも過度の加圧又は減圧を防止できるものとする旨規定した。
- (4) 日本籍内航油タンカーに対し、国内法に合わせ貨物タンクの通気装置及び小流出の圧力逃がしのための開口要件に関する免除規定を改めた。

## 改正条項

鋼船規則 R 編 4.5.3, 11.6.2, 11.6.3, 21.2.1  
鋼船規則検査要領編 R11.6.3